



# 大津市公報

平成 30 年 3 月 26 日  
号外 (第 11 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	条 例
1	大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例..... 1
2	平成30年度における職員の給与の特例に関する条例..... 2
3	大津市事務分掌条例の一部を改正する条例..... 3
4	大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例..... 3
5	大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例..... 5
6	大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 5
7	大津市手数料条例の一部を改正する条例..... 8
8	大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例..... 9
9	大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例..... 10
10	大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... 10
11	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... 10
12	大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例..... 11
13	大津市介護保険条例の一部を改正する条例..... 11
14	大津市都市公園条例の一部を改正する条例..... 11
15	大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例..... 12
16	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... 12
17	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... 13
18	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例..... 13

## 条 例

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例を公布する。  
平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第1号

大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例  
(設置)

**第1条** いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定による調査の結果について法第30条第2項の規定に基づく調査(以下「再調査」という。)を行わせるため、市長の附属機関として、再調査の対象となる重大事態ごとに、大津市いじめに関する重大事態再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

**第3条** 委員会は、市長の諮問に応じ、再調査を行い、その結果を答申する。

2 委員会は、前項の答申を行う際に、当該再調査に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずべき措置に関する提言を行うものとする。

3 委員会は、当該再調査に係るいじめ(いじめの疑いのある行為を含む。以下「当該いじめ」という。)を受けた児童等(以下「当該児童等」という。)及びその保護者(以下「当該保護者」という。)並びに教育委員会に対し、当該再調査に係る必要な情報を適切に提供するとともに、第1項の答申を行ったときは、当該再調査の結果及び前項の提言の内容を報告しなければならない。

(組織)

**第4条** 委員会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

**第5条** 委員は、いじめに関する専門的知識又は学識経験を有する者であって、本市と利害関係を有しないもののうちから、当該保護者と協議の上、市長が委嘱する。

2 前項の場合において、委員の半数以上は、当該保護者の推薦する者のうちから委嘱するものとする。ただし、当該保護者からの推薦がないとき、当該保護者の推薦する者の数が委員の半数に満たないときその他の特別の事情があるときは、この限りでない。

3 委員の任期は、委嘱の日からその者の委嘱に係る再調査についての第3条第3項の報告が終了した日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該任期を延長することができる。

4 市長は、委員が当該いじめに関係する学校若しくは教育委員会又は当該児童等若しくは当該保護者と利害関係を有することが明らかになるなど、当該委員による公正かつ中立な再調査を行うことができないと認めるに足りる相当の理由があるときその他必要があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

5 当該保護者は、委員による公正かつ中立な再調査を行うことができないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、市長に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

**第6条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、再調査を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は会議に出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(調査員)

**第8条** 委員会に、その所掌事務の遂行に必要な調査を行わせるため、必要に応じ、調査員若干人を置くことができる。

2 調査員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 調査員は、その者の委嘱に係る調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 調査員は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の規定を適用する。

5 第5条第4項から第6項までの規定は、調査員について準用する。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、市民部において処理する。ただし、当該保護者が希望する場合その他市長が必要と認める場合は、総務部において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年度における職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第2号

平成30年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

**第1条** 市長及び副市長の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の30(副市長にあっては、100分の20)に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定による額とする。

**第2条** 公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の特例期間における給料月額は、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例

(昭和31年条例第22号)第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10(常勤の監査委員にあっては、100分の3.8)に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当及び常勤の監査委員の期末手当の額の算出の基礎となる給料月額を、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

**第3条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第1号若しくは第2号イ若しくはウに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。)第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条まで並びに大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第8号)附則第6項から第8項まで、第9項(附則第10項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第11項並びに教育公務員給与条例第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎給料月額」という。)から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当(地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。)の額、給料の調整額(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)、勤務1時間当たりの給与額(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第14条第3項若しくは第15条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は給与条例第12条(教育公務員給与条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。)及び教職調整額(手当の額の算出の基礎となる場合に限る。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第3号**

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例(昭和48年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エを削り、オをエとし、カからシまでをオからサまでとし、同条第6号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 国際化に関すること。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第4号**

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1(第2条関係)**

区分	賃金の上限額
事務補助員	日額6,800円又は1時間につき880円
警備員	1時間につき 880円
やまびこ総合支援センターに勤務する看護師	日額 9,130円
自動車運転士	日額 7,000円
保育士	日額 8,920円
保育園保健担当職員	日額 9,360円
用務員	日額6,800円又は1時間につき880円
調理員	日額 6,800円
児童厚生員	日額 7,610円
児童クラブ指導員	日額 8,130円
介護福祉士	日額 8,420円
食品衛生監視員	日額 8,930円
獣医師	日額 9,580円
保健師	日額 9,360円
助産師	日額 9,360円
看護師(やまびこ総合支援センターに勤務する者を除く。)	日額 8,950円
准看護師	日額 8,420円
管理栄養士	日額 8,950円
栄養士	日額 7,610円
歯科衛生士	日額 7,510円
はり師・きゅう師	日額 7,610円
発達相談員	日額 10,260円
施設管理技術員	日額 8,950円
環境整備員	日額 8,820円
建築技術補助員	日額 8,950円
会計事務補助員	日額 7,610円
学校生活支援員	1時間につき 1,040円
医療的ケア支援員	1時間につき 1,560円
学校図書館司書	1時間につき 1,040円

臨時養護教諭	日額 8,950円
子育て支援指導員	日額7,990円又は1時間につき1,040円
森林環境学習指導員	日額 7,610円
指導主事	日額8,820円又は1時間につき1,140円
文化財発掘調査補助員	日額 7,100円
文化財発掘作業員	日額 6,790円
文化財整理補助員	日額 6,270円
臨時講師	月額239,800円又は1時間につき1,160円
幼稚園養護職員	1時間につき 1,190円

別表第2勤勉手当の項中「100分の85」を「100分の90」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第5号**

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、旅行雑費」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

第13条第2項を次のように改め、同条第4項を削る。

2 前項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第20条中「第17条の規定による旅行雑費の額の5日分及び」及び「の合計額」を削る。

別表中「第18条、第19条関係」を「第17条、第18条関係」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第6号**

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1(第2条関係)**

区分	報酬の上限額
----	--------

技能・経験職の嘱託員	月額 173,600円
大津市退職職員の嘱託員	月額 235,900円
C I O 補佐官	月額 541,000円
警察機関連携嘱託員	月額 297,500円
専門的分野のアドバイザー（この表に別段の定めがある者を除く。）	日額 28,000円
車両総括管理者	月額 267,500円
弁護士	月額 540,000円
行政不服審査の審理員	審理1件につき 150,000円
いじめ対策相談調査専門員（弁護士である者を除く。）	月額 333,000円
消費生活相談員	月額 189,400円
障害認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 173,900円
障害福祉窓口業務嘱託員	月額 173,900円
障害者虐待対応嘱託員	月額 197,200円
手話通訳者	月額 173,900円
障害児相談支援員	月額 189,400円
嘱託医	月額760,000円又は日額22,000円
発達相談員	月額 198,100円
地域型保育支援員	月額 198,100円
保育園保健担当嘱託員	月額189,400円又は1時間につき1,210円
幼児教育相談員	月額 186,800円
バス運転士	月額115,900円又は出勤1回につき9,170円
保育アドバイザー	月額 173,900円
家庭相談スーパーバイザー	月額 198,100円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者に限る。）	月額 197,200円
家庭児童相談員（児童虐待対応の業務の嘱託を受けた者を除く。）	月額 189,400円
母子自立支援員	月額 189,400円
女性相談員	月額 197,200円
児童厚生員	月額 173,900円
子育て支援員	月額 182,600円
児童クラブ指導員	月額 243,100円
介護支援専門員	月額 197,200円

介護認定調査員	月額 189,400円
介護認定審査会事務局嘱託員	月額 182,600円
介護認定審査会内容点検業務嘱託員	月額 173,900円
保健所に勤務する臨床心理士	出勤1回につき 13,200円
保健所に勤務する臨床検査技師	出勤1回につき 8,400円
保健所カウンセラー	出勤1回につき 8,800円
獣医師	月額 217,200円
保健師	月額 189,400円
助産師(感染症相談業務の嘱託を受けた者に限る。)	出勤1回につき 8,500円
助産師(感染症相談業務の嘱託を受けた者を除く。)	月額 189,400円
看護師(感染症検査業務の嘱託を受けた者に限る。)	出勤1回につき 5,436円
看護師(感染症検査業務の嘱託を受けた者を除く。)	月額 182,600円
管理栄養士	月額 188,600円
栄養士	月額 174,200円
歯科衛生士	月額 173,900円
診療放射線技師	月額 188,600円
理学療法士	月額 188,600円
作業療法士	月額 188,600円
言語相談員	月額 196,900円
産業化支援統括コーディネーター	月額 380,000円
国際交流員	月額 330,000円
有害鳥獣駆除作業員	月額 188,200円
鳥獣害対策実施隊員	出勤1回につき 3,000円
早朝せり監視員	月額 174,700円
不法投棄対策監	月額 198,000円
建築確認構造審査業務嘱託員	出勤1回につき 24,000円
市担講師	月額 277,992円
いじめ対策等業務嘱託員	月額 180,800円
市担派遣講師	1時間につき 2,750円
ことばの教室指導員	月額 196,900円
教育相談センター教育相談員・指導員	月額 186,800円
教育相談センター特別支援教育指導員	月額 186,800円

特別心理相談員	日額 20,000円
教育相談センタースーパーバイザー	1時間につき 5,500円
特別教育相談員	1時間につき 5,500円
特別支援教育相談員	1時間につき 5,500円
外国語教育政策アドバイザー	月額484,000円又は日額28,000円
教育センターシステム管理員	月額 159,100円
ICT活用指導員	月額 149,500円
若手教員育成指導員	月額 149,500円
葛川少年自然の家指定医	出勤1回につき 15,000円
生涯学習専門員	月額 173,600円
社会教育指導員	月額 149,500円
科学館運営業務嘱託員	月額 159,100円
図書館司書	月額 173,900円
文化財調査員・学芸員	月額 173,900円
青少年健全育成非行防止相談員	月額 159,100円
学校支援アドバイザー	月額 149,500円
小中学校養護教諭	月額 168,800円
幼稚園養護職員	月額 186,800円
その他職務上資格の必要な嘱託員	月額 173,900円

別表第2地域手当相当分の項中「100分の7.3」を「100分の7.5」に改め、同表勤勉手当相当分の項中「100分の85」を「100分の90」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

-----  
 大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第7号**

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

「	530,000円	「	570,000円
	830,000円		880,000円
	1,010,000円		1,070,000円
	1,120,000円		1,200,000円

別表第16項第3号の表中

1,420,000円	1,520,000円
1,660,000円	1,780,000円
3,880,000円	4,070,000円
5,100,000円	5,340,000円
6,290,000円	6,490,000円
1,130,000円	1,180,000円
1,340,000円	1,410,000円
1,500,000円	1,580,000円
1,830,000円	1,940,000円
2,140,000円	2,260,000円
4,350,000円	4,550,000円
5,570,000円	5,820,000円
6,770,000円	7,070,000円
5,750,000円	5,930,000円
7,250,000円	7,470,000円
10,700,000円	10,900,000円

を

に改め、同項第7号の

表中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同項第9号の表中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、別表第45項中第29号を第31号とし、第14号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき 147,000円

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 134,000円

別表第46項第9号中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表第52項に次の1号を加える。

汚染土壌処理業者の地位の承継に係る土壌汚染対策法第27条の2第1項、第27条の3第1項又は第27条の4第1項の規定に基づく承認の申請に対する審査 1件につき 120,000円

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第8号**

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例(平成20年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準及び同条第2項第10号の条例で定める旅館営業」を「第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業」に改める。

第6条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「同条第4項第5号」を「同条第3項第5号」に、「別表第3のとおり」を「別表第2第1項及び第3項から第6項までに掲げる基準に適合するものであること」に改める。

別表第1中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表第4項とし、同表中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第2中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同表第1項第2号及び第3号を次のように改める。

窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。

適当な換気装置がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、窓その他の開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。

別表第2第1項第4号を削り、同表第2項中「その他これに類する設備」を削り、同表第3項第1号を次のように改める。

清潔で衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造とすること。

別表第3を削る。

#### 附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

-----  
大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第9号

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例

大津市特定旅館建築規制条例(平成元年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「から第4項までに規定するホテル営業、旅館営業及び」を「に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

-----  
大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第10号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

-----  
大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第11号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成30年4月2日から施行する。

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第12号**

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大津市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「病院等(同項)」を「病院等(法第55条第1項)」に改め、同条第3号及び第4号中「の規定」を「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第13号**

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改める。

第15条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「33,210円」を「34,290円」に改め、同条第2号及び第3号中「55,350円」を「57,150円」に改め、同条第4号中「59,040円」を「60,960円」に改め、同条第5号中「73,800円」を「76,200円」に改め、同条第6号中「83,394円」を「86,106円」に改め、同号ア中「同じ。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)」を加え、同条第7号中「88,560円」を「91,440円」に改め、同条第8号中「99,630円」を「102,870円」に改め、同条第9号中「114,390円」を「118,110円」に改め、同条第10号中「129,150円」を「133,350円」に改め、同条第11号中「147,600円」を「152,400円」に改め、同条第12号中「162,360円」を「167,640円」に改め、同条第13号中「169,740円」を「175,260円」に改める。

第8章の章名中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改める。

第26条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項又は法第107条第1項若しくは第2項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第14号**

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例(昭和40年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の5」を「第2条の6」に改める。

第2条の4の見出し中「設置基準」を「建築面積の基準」に改める。

第2条の5の見出し中「建築面積」の次に「の基準」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 市が設置する都市公園についての令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1章の2中第2条の5の次に次の1条を加える。

(公園施設の敷地面積の制限)

**第2条の6** 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第15号**

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自転車駐車場条例(昭和54年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市坂本駅前自転車駐車場の項中「大津市坂本駅前自転車駐車場」を「大津市坂本比叡山口駅前自転車駐車場」に改め、同条第2項の表大津市松の馬場駅前自転車駐車場の項、大津市近江神宮駅前自転車駐車場の項及び大津市石場駅前自転車駐車場の項を削る。

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表大津市坂本駅前自転車駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第16号**

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「の全部又は」を「(以下この号において「市営住宅等の存していた土地」という。)の全部若しくは」に、「建設し、又は」を「建設し、若しくは」に改め、「含む。)」の次に「又は市営住宅等の存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する市営住宅に代わるべき市営住宅を建設し、若しくは新たに当該除却する市営住宅及び共同施設に代わるべき市営住宅及び共同施設を建設する事業(複数の市営住宅の機能を集約するために行うものに限る。)」を加える。

第13条第1項中「収入(同条第4項)」を「収入の額(同条第4項後段)に、「第25条」を「の額。第25条第1項、第28条第1項及び第28条の3第1項」に改め、「ない場合」の次に「(第14条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を、「による」の次に「報告の)」を加える。

第14条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者及び同居者が公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第8条各号に掲げる者に該当する場合であって、収入の申告をすることが困難な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第14条の2第2項中「第50条」を「第50条第1項」に改め、同条第3項中「又は」を「(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法)又は」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「収入(」を「収入の額(」に、「収入)」を「収入の額)」に、「、その額」を「、その家賃の額」に改め、「ない場合」の次に「(次条において準用する市営住宅条例第14条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を、「による」の次に「報告の」を加える。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第17号**

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の3を次のように改める。

**第4条の3** 前2条に定めるもののほか、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してガス特定運営事業等を実施するために必要な事項について審査等させるため、大津市ガス特定運営事業等審査委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験を有する者、消費者団体から選出された者及び市職員のうちから、公営企業管理者が委嘱し、又は任命する。

4 委員(市職員である者を除く。)に対する報酬及び費用弁償については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月26日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第18号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「第32条の2及び第36条」を「第30条の2及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については)及び」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を削る。

**附 則**

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。